

ロシア連邦大統領令

2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における特別経済措置の適用について」の改正について

1. 2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における特別経済措置の適用について」（ロシア連邦法令集、2022、No.27、掲載番号4815；2023、No.1、掲載番号201）第1項に以下の変更を加える：

a) 「d」号を以下の文言に変更する：

「d）会社の定款資本金における持分は次に掲げる者に帰属する：

有限責任会社「ガспロムサハリンホールディング」－同社に帰属するサハリンエナジー定款資本金中の株式の数に比例して；

会社－サハリンエナジー定款資本金中のその他の株主に帰属する株式の数に比例して。当該の持分には、1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」第24条第2項の規定は適用されない。これらの持分は本令が定める者に引き渡されることになる。会社に帰属する持分がこれらの者に引き渡されるまでの間、その管理はロシア連邦政府または同政府が権限を与えた連邦行政機関が、本令にもとづいてこれを行う；」；

b) 「h」号を以下の文言に変更する：

「会社の定款資本金における持分のうち、本項「f」号および「g」号にもとづくサハリンエナジー株主に対する引渡しがなされなかったものは、ロシア連邦政府がその評価および売却を行う。当該持分の売却は、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、その手順が定める基準に適合するロシア法人に対して行われる。当該の売却にあたっては、税、手数料およびその他の義務的納付金の徴収を行わない；」；

c) 「j」号を以下の文言に変更する：

「j）ロシア連邦政府は、外国の法人（その支店）および（または）自然人の協定の履行に関連した活動の財務、環境保護、技術およびその他の監査、ならびに2022年3月31日付ロシア連邦大統領令第172号「天然ガスのロシア供給者（以下、「ロシアの供給者」）に対する外国買手の債務履行における特別な手順について」第1項「a」号が定めるロシアの供給者に対する債務（サハリンエナジーの株主および〔または〕同社と関係を有する外国法人〔その支店〕の未履行の義務）の監査を実施する。協定の履行に関連した活動の監査およびロシアの供給者に対する債務の監査の対象となる者の一覧は、ロシア連邦政府がこれを承認する。本令において、サハリンエナジーの株主たる地位とは、会社設立日時点のものをいう；」；

d) 「k」号を以下の文言に変更する：

「k）ロシア連邦政府は、本項「j」号にもとづいて実施した監査の結果にしたがって調書を発行し、そこにおいて、こうむった被害の大きさおよび（または）ロシアの供給者に対する債務の大きさを確定し、かつそのような被害および（または）債務が存在する場合には当該の被害の補償および（または）債務の返済を行う義務を負う者を決定する；」；

e) 「l」号を以下の文言に変更する：

「l）こうむった被害の大きさおよび（または）ロシアの供給者に対する債務の大きさに等しい額の

金銭は、本項「k」号にしたがって発行されたロシア連邦政府の調書にもとづき、サハリンエナジーの株主を名義人として開設された「S」型口座が開設されている銀行が、サハリンエナジーの株主の指示を受けることなしに、当該の口座から会社宛て（被害の補償の場合）および（または）しかるべきロシアの供給者宛て（ロシアの供給者に対する債務の返済の場合）にその振替を行う。金銭の振替を受けるロシアの供給者は、当該オペレーションの実行に必要な情報を上記の銀行に提示するものとする。」。

2. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年1月3日

第2号